

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6782390号  
(P6782390)

(45) 発行日 令和2年11月11日(2020. 11. 11)

(24) 登録日 令和2年10月22日(2020. 10. 22)

(51) Int. Cl.	F 1		
<b>A 4 3 B 17/00 (2006. 01)</b>	A 4 3 B 17/00	E	
<b>A 4 3 B 13/14 (2006. 01)</b>	A 4 3 B 13/14	B	
<b>A 4 3 B 7/14 (2006. 01)</b>	A 4 3 B 7/14	A	

請求項の数 1 (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願2018-111019 (P2018-111019)	(73) 特許権者	399119088
(22) 出願日	平成30年6月11日(2018. 6. 11)		木村 聖士
(65) 公開番号	特開2019-213597 (P2019-213597A)		埼玉県朝霞市宮戸2-15-64 メゾン
(43) 公開日	令和1年12月19日(2019. 12. 19)		豊明206号
審査請求日	平成31年3月27日(2019. 3. 27)	(74) 代理人	100151208
早期審査対象出願			弁理士 植田 吉伸
		(72) 発明者	木村 聖士
			埼玉県朝霞市宮戸2-15-64 メゾン
			豊明 206号
		審査官	村山 達也

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 足裏刺激器具

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

履物を履いたユーザーの足裏を刺激する足裏刺激器具であって、  
湧泉に対応する湧泉領域を押圧して刺激するような凸部を有する湧泉用突起部と、  
土踏まずに対応する土踏まず領域を押圧して刺激するような凸部を有する土踏まず用突起部と、

踵に対応する踵領域を押圧して刺激するような凸部を有する踵用突起部と、  
を備え、

前記湧泉用突起部、前記土踏まず用突起部及び前記踵用突起部は、前記履物を履いた足を支える土台部に着脱可能な着脱機構を有し、

前記湧泉用突起部の凸部は、平面視の形状が略円形であり、前記湧泉領域の全域を押圧できるように直径が30mm～50mm、かつ、高さが5mm～10mmに設定され、

前記土踏まず用突起部の凸部は、平面視の形状が略三日月形状であり、前記土踏まずを押圧できるように長さが70mm～80mm、かつ、高さが10mm～20mmに設定され、

前記踵用突起部の凸部は、平面視の形状が略円形であり、前記踵領域の全域を押圧できるように、直径は30mm～50mm、かつ、高さが5mm～10mmに設定され、

前記土台部は、前記履物内部に配置可能で第1の磁石部を有するインソール部であり、  
前記湧泉用突起部、前記土踏まず用突起部及び前記踵用突起部は、前記第1の磁石部に着脱可能な第2の磁石部を有することを特徴とする足裏刺激器具。

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本発明は、足裏刺激器具に関する。

## 【背景技術】

## 【0002】

従来、革靴などの履物内に装着するインソールなどが開発されている。例えば、特許文献1には、履物内に装着されるインソールであって、利用者の足裏に装着されるベースを備え、このベースには、当該利用者の拇趾と第二趾のつけ根を始点として、ベースの両側の斜め後方に向かって延びて配置される突起部を備えていることを特徴とするインソールが開示されている。 10

## 【先行技術文献】

## 【特許文献】

## 【0003】

【特許文献1】特開2018-23691号公報

## 【発明の概要】

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0004】

インソールに足ツボを刺激するための突起部を設けて履物を履いた際に足ツボを刺激することで血行促進させるための商品が存在する。しかしながら、このようなインソールはある程度の規定された足のサイズに応じて大まかに位置に突起部が取り付けられている為、ツボの位置を的確に捉えて刺激することが難しい。 20

## 【0005】

足ツボの中でも、湧泉、土踏まず、踵の3点を同時に押圧して刺激することが血行促進などの効果を最も高めることが出来るため、湧泉、土踏まず、踵の足ツボを正確に捉えて刺激を与えることが望ましい。

## 【0006】

本発明の目的は、湧泉、土踏まず、踵の足ツボを的確に捉えて刺激を与えることを可能とする足裏刺激器具を提供することである。

## 【課題を解決するための手段】

## 【0007】

本発明に係る足裏刺激器具は、履物を履いたユーザーの足裏を刺激する足裏刺激器具であって、湧泉に対応する湧泉領域を押圧して刺激するような凸部を有する湧泉用突起部と、土踏まずに対応する土踏まず領域を押圧して刺激するような凸部を有する土踏まず用突起部と、踵に対応する踵領域を押圧して刺激するような凸部を有する踵用突起部と、を備え、前記湧泉用突起部、前記土踏まず用突起部及び前記踵用突起部は、前記履物を履いた足を支える土台部に着脱可能な着脱機構を有し、前記湧泉用突起部の凸部は、平面視の形状が略円形であり、前記湧泉領域の全域を押圧できるように直径が30mm～50mm、かつ、高さが5mm～10mmに設定され、前記土踏まず用突起部の凸部は、平面視の形状が略三日月形状であり、前記土踏まずを押圧できるように長さが70mm～80mm、かつ、高さが10mm～20mmに設定され、前記踵用突起部の凸部は、平面視の形状が略円形であり、前記踵領域の全域を押圧できるように、直径は30mm～50mm、かつ、高さが5mm～10mmに設定され、前記土台部は、前記履物内部に配置可能で第1の磁石部を有するインソール部であり、前記湧泉用突起部、前記土踏まず用突起部及び前記踵用突起部は、前記第1の磁石部に着脱可能な第2の磁石部を有することを特徴とする。 40

## 【発明の効果】

## 【0010】

本発明によれば、湧泉用突起部、土踏まず用突起部及び踵用突起部を土台部上で自由に移動させる装着位置を変えることが可能であるため、湧泉、土踏まず、踵の足ツボを的確に捉えて刺激を与えることが出来る。 50

## 【図面の簡単な説明】

【0011】

【図1】本発明に係る実施形態において、足裏刺激器具を示す図である。

【図2】本発明に係る実施形態において、足裏のツボを示した図である。

## 【発明を実施するための形態】

【0012】

以下に、本発明に係る実施の形態について添付図面を参照しながら詳細に説明する。以下では、全ての図面において同様の要素には同一の符号を付し、重複する説明を省略する。また、本文中の説明においては、必要に応じそれ以前に述べた符号を用いるものとする。

10

【0013】

図1は、足裏刺激器具10を示す図である。図2は、足1の足裏のツボを示した図である。足裏刺激器具10は、インソール部12と、湧泉用突起部20と、土踏まず用突起部22と、踵用突起部24とを備えている。

【0014】

足1は心臓から一番遠い部位になるため、心臓の働きだけでは血液がしっかり心臓に戻らない。このため、足1は心臓から送り出されて足の先まで流された血液を心臓まで戻す為にポンプのような役目を担っており、第2の心臓と呼ばれている。

【0015】

足1を使って歩くと、筋肉が収縮と拡張を繰り返し、これによってポンプのような役目を果たして血液は心臓に戻る。足1には全身に通じるツボが人体の地図のように存在している。足1の裏には約60箇所のツボが存在する。

20

【0016】

図2には、この約60箇所のうち、本発明の実施形態に関連性のあるツボを示している。湧泉と呼ばれるツボである湧泉領域2を押すと全身の血行が刺激され、特に下半身の血行が良くなる。より具体的には、湧泉領域2を刺激することで、高血圧、冷え、のぼせ、むくみ、不眠、生理痛、腎臓疾患などに良いとされている。

【0017】

土踏まずの周辺には、心臓に対応するツボである心臓領域4、胃に対応するツボである胃領域5、脾臓に対応するツボである脾臓領域6、十二指腸に対応するツボである十二指腸領域7、横行結腸に対応するツボである横行結腸領域8、膀胱に対応するツボである膀胱領域9などのツボが存在する。

30

【0018】

踵に存在する踵領域3には、生殖器などに対応したツボが存在している。湧泉領域2と、土踏まずと、踵領域3とを同時に押圧して刺激することでよりいっそう血行が促進の改善されることが分かっている。

【0019】

インソール部12は、足1の形に添った平板部材であり、左足用のインソールと右足用のインソールとを備えている。図1では、右足用のインソール部12を示しているが、もちろん、左右対称関係にある左足用のインソール部12も存在するが、ここでは分かりやすくするため右足用のみを表示している。

40

【0020】

インソール部12は、図1に示されるように2枚の平板が積層された状態で形成される。インソール部12は、表面側に位置する第1の面ファスナー部を有する第1平板部12aと、裏面側に位置し圧縮ウレタンで構成される第2平板部12bとを備えている。第1の面ファスナー部は、ループ状に起毛された面を有する部材である。

【0021】

なお、ここでは、第2平板部12bは圧縮ウレタンであるとして説明したが、適度な弾力性を有する部材であればよい。第1平板部12aの厚みは、5mmであり、第2平板部12bの厚みは、5mmである。

50

## 【 0 0 2 2 】

湧泉用突起部 2 0 は、軟質性を有する軟質性湧泉用突起部 1 4 と、硬質性を有する硬質性湧泉用突起部 1 5 とを有している。

## 【 0 0 2 3 】

軟質性湧泉用突起部 1 4 は、表面側に位置する凸部 1 4 a と、裏面側に位置する平板部 1 4 b とを備えている。凸部 1 4 a は、平面視の形状が略円形であり、湧泉領域 2 の全域を押圧できるように直径は 3 0 m m ~ 5 0 m m に設定することが好ましい。凸部 1 4 a は、ウレタンフォームを用いて構成することが出来る。

## 【 0 0 2 4 】

凸部 1 4 a は、側面視の形状がドーム型であり、高さ（厚み）は 5 m m ~ 1 0 m m に設定することが好ましい。平板部 1 4 b は、裏面に第 2 の面ファフナー部を有しており、厚みは 5 m m に設定されている。第 2 の面ファスナー部は、フック状に起毛された面を有する部材であり、ループ状の第 1 の面ファスナー部に押し当てることで結合することが出来る。

## 【 0 0 2 5 】

硬質性湧泉用突起部 1 5 は、表面側に位置する凸部 1 5 a と、裏面側に位置する平板部 1 5 b とを備えている。凸部 1 5 a は、大きさや形状が凸部 1 4 a と同じであるが、材質はゴムを用いている点で異なる。平板部 1 5 b は、平板部 1 4 b と大きさ、形状及び材質が同じである。

## 【 0 0 2 6 】

土踏まず用突起部 2 2 は、軟質性を有する軟質性土踏まず用突起部 1 6 と、硬質性を有する硬質性土踏まず用突起部 1 7 とを有する。

## 【 0 0 2 7 】

軟質性土踏まず用突起部 1 6 は、表面側に位置する凸部 1 6 a と、裏面側に位置する平板部 1 6 b とを備えている。凸部 1 6 a は、平面視の形状が略三日月形状であり、土踏まずを押圧できるように長さは 7 0 m m ~ 8 0 m m に設定することが好ましく、最も広い幅である部位は 2 0 m m に設定される。

## 【 0 0 2 8 】

凸部 1 6 a は、側面視の形状が略ドーム型であり、土踏まずの凹みを考慮して、高さ（厚み）は 1 0 m m ~ 2 0 m m に設定することが好ましい。凸部 1 6 a は、ウレタンフォームを用いて構成することが出来る。平板部 1 6 b は、裏面に第 2 の面ファフナー部を有しており、厚みは 5 m m に設定されている。

## 【 0 0 2 9 】

硬質性土踏まず用突起部 1 7 は、表面側に位置する凸部 1 7 a と、裏面側に位置する平板部 1 7 b とを備えている。凸部 1 7 a は、大きさや形状が凸部 1 6 a と同じであるが、材質はゴムを用いている点で異なる。平板部 1 7 b は、平板部 1 6 b と大きさ、形状及び材質が同じである。

## 【 0 0 3 0 】

踵用突起部 2 4 は、軟質性を有する軟質性踵用突起部 1 8 と、硬質性を有する硬質性踵用突起部 1 9 とを有する。

## 【 0 0 3 1 】

軟質性踵用突起部 1 8 は、表面側に位置する凸部 1 8 a と、裏面側に位置する平板部 1 8 b とを備えている。凸部 1 8 a は、平面視の形状が略円形であり、踵領域 3 の全域を押圧できるように、直径は 3 0 m m ~ 5 0 m m に設定することが好ましい。凸部 1 8 a は、ウレタンフォームを用いて構成することが出来る。

## 【 0 0 3 2 】

凸部 1 8 a は、側面視の形状がドーム型であり、高さ（厚み）は 5 m m ~ 1 0 m m に設定することが好ましい。平板部 1 8 b は、裏面に第 2 の面ファフナー部を有しており、厚みは 5 m m に設定されている。

## 【 0 0 3 3 】

10

20

30

40

50

硬質性踵用突起部 19 は、表面側に位置する凸部 19 a と、裏面側に位置する平板部 19 b とを備えている。凸部 19 a は、大きさや形状が凸部 18 a と同じであるが、材質はゴムを用いている点で異なる。平板部 19 b は、平板部 18 b と大きさ、形状及び材質が同じである。

【0034】

続いて、上記構成の足裏刺激器具 10 の作用について説明する。ユーザーが革靴などの内部に足裏刺激器具 10 を装着する。このとき、左足用の足裏刺激器具 10 については左足の革靴に装着し、右足用の足裏刺激器具 10 については右足の革靴に装着することが好適である。

【0035】

ユーザーが革靴を履く際に湧泉用突起部 20、土踏まず用突起部 22 及び踵用突起部 24 によって、それぞれ湧泉領域 2 と、胃領域 5、臍臓領域 6 を含む土踏まずと、踵領域 3 との 3 点を同時に押圧して刺激することが血行促進などの効果を最も高めることが出来る。

【0036】

また、足裏刺激器具 10 によれば、インソール部 12 上を湧泉用突起部 20、土踏まず用突起部 22 及び踵用突起部 24 が自由に移動させて装着することが出来るため、湧泉領域 2 と、胃領域 5、臍臓領域 6 を含む土踏まずと、踵領域 3 がうまく押圧できない場合には、湧泉用突起部 20、土踏まず用突起部 22 及び踵用突起部 24 を取り外して、適宜位置を変更して再度取り付けることができるため、的確な位置に取り付けることが可能である。

【0037】

さらに、湧泉用突起部 20、土踏まず用突起部 22 及び踵用突起部 24 は、それぞれ、硬質用と軟質用の 2 種類が存在するため、硬さや柔らかさについて色々な組み合わせで使用することができる。例えば、最初に軟質用のものを取り付けて、慣れてから硬質用のものにつけかえることも出来る。

【0038】

なお、上記では、第 1 の面ファスナー部と第 2 の面ファスナー部とを結合させるものとして説明したが、もちろん、その他の手段で結合させてもよい。例えば、編み物で起毛した布を用いてもよい。例えば、歯ブラシの先端形状について金属を用いて構成したような

【0039】

また、第 1 の面ファスナー部と第 2 の面ファスナー部の代わりに磁力を用いて着脱させてもよい。

【0040】

上述した足裏刺激器具 10 では、インソール部 12 を用いているものとして説明したが、例えば、使い捨てスリッパとして用いられる不織布で構成されたスリッパなどの場合は、湧泉用突起部 20、土踏まず用突起部 22 及び踵用突起部 24 を直接結合させることも出来るため、この場合、インソール部 12 は不要である。

【0041】

本発明に係る足裏刺激器具 10 は、人間工学設計及びユニバーサルデザインを採用した商品であり、自由自在に湧泉用突起部 20、土踏まず用突起部 22 及び踵用突起部 24 を設置することができる。また、フリーサイズなので老若男女（小学高学年までを含む）に使用可能である。また、遠赤外線加工や光触媒加工もなされており、足裏もクリーンにできるという効果がある。また、速乾性、吸汗性、防汚加工もなされていることが好ましい。

【符号の説明】

【0042】

1 足、2 湧泉領域、3 踵領域、4 心臓領域、5 胃領域、6 臍臓領域、7

10

20

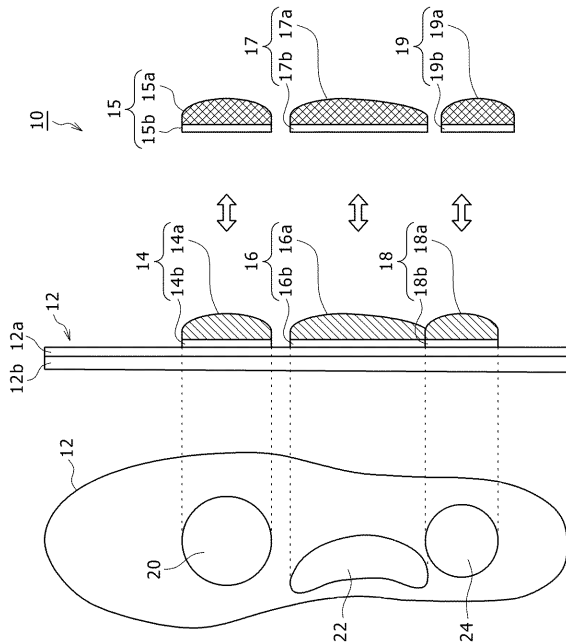
30

40

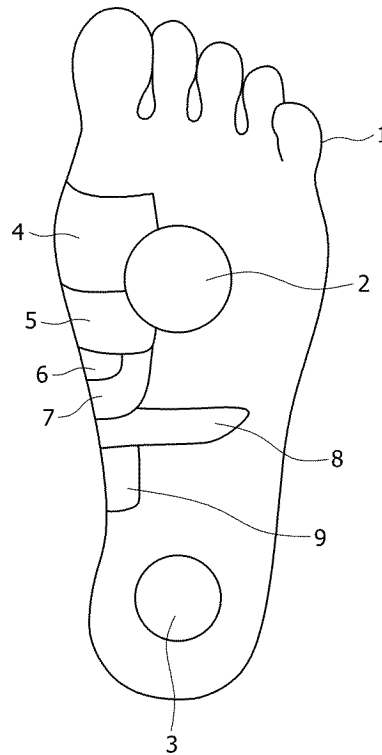
50

十二指腸領域、8 横行結腸領域、9 膀胱領域、10 足裏刺激器具、12 インソール部、12a 平板部、12b 平板部、14 軟質性湧泉用突起部、14a 凸部、14b 平板部、15 硬質性湧泉用突起部、15a 凸部、15b 平板部、16 軟質性土踏まず用突起部、16a 凸部、16b 平板部、17 硬質性土踏まず用突起部、17a 凸部、17b 平板部、18 軟質性踵用突起部、18a 凸部、18b 平板部、19 硬質性踵用突起部、19a 凸部、19b 平板部、20 湧泉用突起部、22 土踏まず用突起部、24 踵用突起部。

【図1】



【図2】



---

フロントページの続き

(56)参考文献 特開2014-132940(JP,A)  
登録実用新案第3064950(JP,U)  
登録実用新案第3133860(JP,U)  
特開2018-023691(JP,A)  
登録実用新案第3083472(JP,U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A43B 7/00~7/38  
A43B 13/00~13/42  
A43B 17/00~17/18